

桐生市環境に配慮した電力調達に係る基準

(目的)

第1条 この基準は、市有施設における電力調達に際し、桐生市環境に配慮した電力調達に係る方針（以下「方針」という。）に基づく入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この基準で使用する用語は、方針で使用する用語の例による。

(環境評価項目)

第3条 本基準における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素基礎排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札等参加資格要件)

第4条 入札等に参加できる電気事業者（以下「事業者」と言う。）は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 前条で定める評価項目について、別表第1により算定した得点の合計が70点以上であること。
- (2) 供給する電力の二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を0パーセントとすることができる。
- (3) 入札落札後に電力供給計画書（様式第1号）を提出できること。
- (4) 契約締結後に特定電源割当証明書（様式第2号）を提出し証明することができる。

(評価等)

第5条 事業者は、第3条に定める環境評価項目を、別表第1により算定し、その評価点等を環境評価項目報告書（様式第3号）に記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、事業者から提出された環境評価項目報告書（様式第3号）の内容を確認し、各事業者の評価点を判定する。

(入札等実施体制)

第6条 電力市場に即した適正な予定価格をその都度設定し、入札等を実施することとする。

2 市の政策に即し、財政状況を考慮した入札等を実施することとする。

(その他)

第7条 本基準により定めるものその他、入札等による電力調達に係る詳細事項については別に定める。

(事務処理)

第8条 本基準に係る事務処理等は、市民生活部環境課において行う。

附 則

この基準は、令和2年2月10日から施行する。

この基準は、令和3年4月7日から施行する。

この基準は、令和4年4月13日から施行する。

この基準は、令和5年4月6日から施行する。

この基準は、令和6年4月4日から施行する。

別表第1(第5条関係)

要素	区分	配点
(1) 前年度の1kWh当たりの二酸化炭素基礎排出係数 (単位: kg-co2/kWh) (注1)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
(2) 前年度の未利用エネルギー活用状況 (単位: %) (注2)	0.675 以上	10
	0 超 0.675 未満	5
	活用していない	0
(3) 前年度の再生可能エネルギー導入状況 (単位: %) (注3)	10.0 以上	20
	5.0 以上 10.0 未満	15
	2.5 以上 5.0 未満	10
	0 超 2.5 未満	5
	活用していない	0

(4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 (注 4)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

別表第1の各用語の定義

用語	定義
(注 1) 前年度の 1 kWhあたりの二酸化炭素基礎排出係数	1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数は、次の数値とする。 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の二酸化炭素排出係数。
(注 2) 前年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (kWh) を前年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した活用比率をいう。 <p>《算定方式》</p> <p>未利用エネルギー活用状況 (%) = (前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 ÷ 前年度の供給電力量 (需要端)) × 100</p> <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。））をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」）で定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス <p>3 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>

	4 前年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。
(注3)前年度の再生可能エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギー導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値（単位は全て kWh）をいう。</p> <p>① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）</p> <p>② 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）</p> <p>《算定方式》</p> $\text{再生可能エネルギー導入状況 (\%)} = \frac{(①+②)}{\text{前年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法において定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p> <p>2 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 前年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
(注4)需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・ 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>